

友新会会則施行細則の新旧対照表（執行部会）

改正案	現行細則
第1条～第6条 変更なし 第7条 幹事長は、幹事会の議を経て、幹事が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）によって幹事会に出席することを許可すること及び幹事会を通信システムのみによって開催することを定めることができる。 2 幹事長は、暴風、豪雨等の災害、感染症のまん延その他特別の事情により、幹事が、幹事会の開催場所において出席することが困難と認められる場合には、通信システムによって出席することを許可すること及び幹事会を通信システムのみによって開催することを定めることができる。 3 前2項に規定する場合において、通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった幹事は、審議に加わることができない。 <u>附則</u> <u>本細則は、令和8年6月1日から施行する。</u>	第1条～第6条（略） 第7条 幹事長は、幹事会の議を経て、幹事が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法（以下「通信システム」という。）によって幹事会に出席することを許可することができる。 2 幹事長は、暴風、豪雨等の災害、感染症のまん延その他特別の事情により、幹事が、幹事会の開催場所において出席することが困難と認められる場合には、通信システムによって出席することを許可することができる。 3 前項に規定する場合において、通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となったときは、通信システムを用いて出席した幹事は、審議に加わることができない。